

## 液化石油ガス料金 令和 4 年 1 月検針分

## ■ 料金表

## 湖陽住宅団地

	1か月の ご使用量	基本料金 【1か月につき】	1月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 12月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	726.0000円 (660.00円)	508.409円 (462.19円)	493.152円 (448.32円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	806.0800円 (732.80円)	498.399円 (453.09円)	483.142円 (439.22円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 瑞樹団地

	1か月の ご使用量	基本料金 【1か月につき】	1月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 12月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	726.0000円 (660.00円)	488.334円 (443.94円)	473.077円 (430.07円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	806.0800円 (732.80円)	478.324円 (434.84円)	463.067円 (420.97円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 南森本

	1か月の ご使用量	基本料金 【1か月につき】	1月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 12月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	726.0000円 (660.00円)	492.635円 (447.85円)	477.378円 (433.98円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	806.0800円 (732.80円)	482.625円 (438.75円)	467.368円 (424.88円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 大浦・東蚊爪

	1か月の ご使用量	基本料金 【1か月につき】	1月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】	(参考) 12月分 従量料金単価 【1m <sup>3</sup> につき】
A	0~8.0m <sup>3</sup>	726.0000円 (660.00円)	479.985円 (436.35円)	464.728円 (422.48円)
B	8.1m <sup>3</sup> ~	806.0800円 (732.80円)	469.975円 (427.25円)	454.718円 (413.38円)

( ) 内は消費税等相当額加算前

## 料金計算式

早収料金 = 基本料金 + 従量料金単価 × ご使用量 [円未満切り捨て]

《具体的計算例》

 湖陽住宅団地で1か月のご使用量が10.0m<sup>3</sup>の場合（「湖陽住宅団地」の「料金表B」が適用されます）

 早収料金 = 732.8円 + 453.09円 × 10 m<sup>3</sup> = 5,263円 [円未満切り捨て]

→ ご請求額（消費税込み） 5,789円

液化石油ガス料金 令和 4 年 1 月検針分

■ 原料価格の変動状況

(1)平均原料価格の実績

	令和3年8月～令和3年10月 (1月検針分に適用)	令和3年7月～令和3年9月 (12月検針分に適用)
平均原料価格	80,200円/ト	73,360円/ト
LPG (プロパン) 平均輸入価格 (貿易統計値)	80,200円/ト	73,360円/ト
基準平均原料価格 <sup>※</sup>	86,340円/ト	

※ 料金改定時に設定した原料価格 (本市は平成26年9～11月の3ヶ月間の平均値)

(2)1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の算定方法

①原料価格変動額の算定

$$80,200\text{円/ト (平均原料価格)} - 86,340\text{円/ト (基準平均原料価格)} = \blacktriangle 6,100\text{円/ト} \quad [100\text{円未満切捨て}]$$

②1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の算定 (消費税抜き)

$$\blacktriangle 6,100\text{円/ト (原料価格変動額)} / 100\text{円} \times 0.204 \text{ }^{\ast 1} = \blacktriangle 12.45\text{円/m}^3 \text{ }^{\ast 2}$$

※1 変動額100円につき単位料金を1m<sup>3</sup>あたり0.204円調整

※2 マイナス調整の時は小数第3位を切り上げし、プラス調整の時は小数第3位を切り捨てる

(3)1m<sup>3</sup>あたりの単位料金調整額の比較 (対前月/税抜き)

令和4年1月分 調整額(A)	令和3年12月分 調整額(B)	差額(A) - (B)
▲12.45円/m <sup>3</sup>	▲26.32円/m <sup>3</sup>	+13.87円/m <sup>3</sup>

(4)平均的なガス使用量のご家庭 (10m<sup>3</sup>/月<sup>※</sup>) における影響額 (一般料金: 税込)

地区	令和4年1月分 適用料金 (A)	令和3年12月分 適用料金 (B)	影響額 (A) - (B)
湖陽住宅団地	5,789円	5,637円	+152円
瑞樹団地	5,589円	5,436円	+153円
南森本	5,632円	5,479円	+153円
大浦・東蚊爪	5,505円	5,352円	+153円

※ 10m<sup>3</sup>/月は、家庭用のお客さま1件あたりでの平均ガス使用量

(平均ガス使用量は、平成18年度～平成22年度の5カ年平均により算定しています)